

議会を傍聴しましよう
会定例会は、6月3日(火)
20日(金)の予定です。新庁舎
での初めての議会ですの
で、ぜひご来場ください。

固定資産税・都市計画税、軽
自動車税、国民健康保険税、
介護保険料の納期限は、全
て過ぎています。

て払う暇がなかったということ
理由でも、減免されること
はありません。

【納付には口座振替をお勧
めしています】
指定の預金口座から各納
期限に自動的に振り替えら
れるもので、納期ごとに納
めに行く手間が省け、納め
忘れもなく大変便利です。
また、年度毎の更新は不要
です。

人権は、人間が幸福な人
生を送るうえで、最も大切
な権利です。自分だけでは
なく、すべての人の人権が
尊重されなければなりません。
国の内外を問わず、人々
がお互いの人権を守り明る
い社会を作りましょう。市
内には、法務大臣から委嘱
を受けた3人の人権擁護委
員が相談を受けています。

定め、一層の人権思想の啓
発に努めることを申し合
わせています。

開始します。毎月16日から

末日の間に申し込んだ場合

は、翌々月からの開始にな
ります。

5月の納税

5月は固定資産税・都市
計画税(第1期)、軽自動車
税の納期です。6月2日(月)
までに納めてください。

口座振替は6月2日(月)に
足に注意してください。

※軽自動車税を口座振替さ
れた方への口座振替済通知
書は6月12日(木)に発送の予
定です。

振り替えますので、残高不
足に注意してください。

【手書きは】
納税通知書に同封の口座
振替依頼書または市役所、
市内金融機関でお申し込み
ください。手続きには預金
の登録印が必要です。

6月1日は

【人権擁護委員の日】

昭和24年6月1日に人
権擁護委員法が施行され、
「人権擁護委員制度」が誕
生しました。全国人権擁護
委員連合会では、6月1日
を「人権擁護委員の日」と
定めています。

●井上悦子氏

●石川好男氏

●中西弘氏

相談は無料で、秘密は守
られます。不当な迫害・いじ
め・名誉毀損・差別など人権
でお困りのことがあります
たら、気軽にご相談ください。
相談は、自宅で受け付け
られるほか、毎月第一水曜日午
後1時30分～4時30分ま
で、市役所1階第1相談室
で行なっています。

【人権擁護委員】

●根三規夫氏

●森田進氏・中
西弘氏

●井上悦子氏

●石川好男氏

●中西弘氏

●根三規夫氏

●森田進氏・中
西弘氏

●井上悦子氏

●石川好男氏

●中西弘氏